大阪府地域訓練協議会開催要綱

1 目 的

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場として開催する。

2 構 成

- (1)協議会の構成は、以下に掲げる者(団体の場合は、団体が推薦する者)とし、大阪労働局長が委嘱する。
 - ① 有識者 大学教授等で職業能力形成分野に精通している者
 - ② 労使団体

公益社団法人関西経済連合会

大阪商工会議所

大阪府中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会大阪府連合会

- ③ 教育·教育訓練関係機関等
 - 一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

大阪府職業能力開発協会

- 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
- ④ 行政機関

近畿経済産業局地域経済部地域経済課イノベーション推進室 室長 大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課長

⑤ 労働局

大阪労働局長

大阪労働局職業安定部長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 会 長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

5 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大阪府における公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。
- (2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- (3)公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。
- (4) その他必要事項に関すること。
- 6 ワーキング・チーム

協議会は、必要に応じ、ワーキング・チームを開催することができる。

7 事務局

協議会事務局は、大阪労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1)協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、 公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

平成23年10月1日 一部改正

平成25年6月21日 一部改正

平成27年10月1日 一部改正

平成28年4月12日 一部改正

平成29年2月14日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正